

# 個人情報保護制度の見直しについて

( 情個審答申第 1 号 )

平成 2 3 年 1 0 月

精華町情報公開・個人情報保護審査会

## はじめに

平成23年6月3日に精華町長から「個人情報保護制度の見直しについて」の諮問を受けました。

精華町個人情報保護条例が平成16年10月に施行されて以来、6年余り経過いたしました。この間、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が施行されたことなどにより、本町においても従来の制度運用を踏まえつつ、罰則を中心とした制度内容の改善に向けて見直しを行うこととなりました。

本審査会では、まず、町の保有する個人情報を適正に取扱わなければならないことをより明確にするため、町職員並びに委託事務にかかる再受託者等及びその事務従事者に対し、新たに責務規定を設けることについて検討を行いました。そして、条例の実効性確保の観点から、個人情報の漏洩等の違反行為に対し、どのような罰則を設けるのが適当であるかについて、行政機関個人情報保護法を参考として検討いたしました。また、本条例の適用除外とすべき事項についても併せて検討いたしました。

今後、制度運用を行っていく中で、個人情報の委託に係る取扱いなど、さらに見直しを必要とするところもあろうかと思われませんが、現時点における検討の結果、審査会としての結論がまとまりましたので答申として提出いたします。

町におかれましては、これまで、町の保有する個人情報の取扱いについて、適正な運用に努めてこられました。この答申の趣旨を踏まえ、町民の方々からのより一層の信頼確保に努められますとともに、条例改正などの必要な措置を講じ、制度の充実に努められますことを期待するものです。

平成23年10月31日

精華町情報公開・個人情報保護審査会  
会長 船越 昇

## 目次

1	職員等の責務規定について	1
2	委託等事務にかかる受託者及び事務従事者の責務規定について	1
3	行政機関個人情報保護法第四章の規定を適用しないとされている個人情報の適用除外について	2
4 -	罰則の改正 - 職員等の罰則について -	2
4 -	罰則の改正 - 委託等事務にかかる事務従事者の違反行為に対する罰則について -	3
4 -	罰則の改正 - 委託業者等の罰則について（両罰規定） -	4
4 -	罰則の改正 - 区域外適用 -	5
4 -	罰則の改正 - 不正手段の開示請求 -	6
資料	1 精華町長からの諮問書	7
資料	2 答申に至るまでの経過	8
資料	3 精華町情報公開・個人情報保護審査会委員名簿	8

## 1 職員等の責務規定について

( 条例第 1 3 条関係 )

実施機関の指揮監督を受けて個人情報取扱事務に従事する者は、職務上又は業務上知り得た個人情報について、守秘義務及び適正使用義務を負うべきである。現行条例では、町職員を対象として責務規定を設けているが、労働者派遣契約に基づき町に派遣される派遣労働者に対しても、条例において責務を課す旨の規定を設けるべきである。

また、町立小中学校において町の教育事務に従事する府費負担教職員についても、本条例において個人情報の取扱いに係る責務が課せられるべきであり、町教育委員会の職員として条例が適用されることが明確となるよう規定すべきである。

### 【説 明】

実施機関の指揮監督を受けて個人情報取扱事務に従事するすべての者に対し、職務上又は業務上知り得た個人情報に係る責務を課すべきである。

現行の条例では、町職員に対して、守秘義務及び適正使用義務を課す旨の規定を設けているが、特別職、一般職の違いや、常勤、非常勤、臨時の別にかかわらず、すべての町職員が対象となることについて、条例上明確となるよう規定すべきである。

労働者派遣契約に基づき町に派遣された派遣労働者については、個人情報取扱事務の従事について各実施機関の指揮命令下にあるものの、町と雇用関係にないことから、職員に対する責務規定が適用されない。派遣労働者についても、個人情報の取扱いについて責務を課す規定を設けることを検討すべきである。

また、町立各小中学校において、児童、生徒などの個人情報を取り扱う府費負担教職員についても、本条例において守秘義務及び適正使用義務が課せられるべきである。府費負担教職員は、任命権は府教育委員会に属しているものの、本町の町立学校教職員として採用され、学校の管理者である町教育委員会から職務上の指示監督を受ける。教育委員会の職員として、府費負担教職員に本条例が適用されることが条例上明確となるよう規定すべきである。

## 2 委託等事務にかかる受託者及び事務従事者の責務規定について

( 条例第 1 4 条関係 )

委託等事務にかかる受託者の個人情報の取扱いに関し、委託先のみではなく、再委託、再々委託等更なる委託を受けたもの及びそれらの事務従事者までを対象とし、守秘義務及び適正使用義務を課すこととする責務規定を設けることを検討すべきである。

### 【説 明】

現行の条例では、個人情報取扱事務の委託先に対しては、個人情報の保護のために必

要な措置を講ずるよう努力義務を課し、委託事務従事者に対しては、守秘義務及び適正使用義務を課す旨の責務規定を設けている。委託先及び委託先の事務従事者のみに対し、それぞれ責務を課す規定となっているが、委託された個人情報取扱事務が再委託、再々委託されることがあり、過去の他団体事例においても、再委託先が承諾を得ないで再々委託を行い、再々委託先の事務従事者が漏洩行為を行ったケースが見受けられる。委託業者であるか再委託等業者であるかの違いにかかわらず、等しく、個人情報は適正に取り扱われなければならないことから、再委託、再々委託等更なる委託を受けたもの及びそれらの事務従事者をも対象とし、責務規定を設けることを検討すべきである。

### 3 行政機関個人情報保護法第四章の規定を適用しないとされている個人情報の適用除外について

(第40条関係)

個別の法律で行政機関個人情報保護法第四章の規定を適用しないとされている個人情報については、本条例においても、個人情報の開示、訂正及び利用停止等請求について定める条例第2章第2節の規定を適用しないこととする規定を設けることが適当である。

#### 【説明】

個人情報の開示、訂正及び利用停止等については、対象となる保有個人情報ごとに、その情報に応じた開示方法等が、それぞれの制度において体系的に整備されている場合がある。例えば、登記簿、刑事訴訟記録等についての各制度が挙げられるが、閲覧、訂正、利用停止等の運用に関しては、その制度に委ねることが妥当であるとされ、各制度について定める個別の法律において、行政機関個人情報保護法の第四章（開示、訂正及び利用停止）の規定を適用しない旨の規定が設けられている。当該規定により行政機関個人情報保護法第4章の規定を適用しないとされている個人情報については、本町の条例においても、条例第2章第2節（個人情報の開示、訂正及び利用停止等の請求）の規定を適用しないこととする規定を設けることが適当である。

### 4 - 罰則の改正 - 職員等の罰則について -

実施機関の指揮監督を受けて個人情報取扱事務に従事する職員及び派遣労働者について、職務上又は業務上知り得た個人情報に係る守秘義務及び適正使用義務の履行が確保されるよう、漏えい等違反行為に対する罰則を設けることを検討すべきである。

#### 【説明】

現行の条例では、職員の個人情報の漏洩等行為を対象として、特に罰則を設けていな

い。地方公務員法第60条第2号において、職務上知り得た秘密を漏らす行為については、当該漏洩を行った職員に対して、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金を科す旨の罰則が設けられていることによる。

しかしながら、地方公務員法における守秘義務違反に対する罰則は、一般職職員には適用されるが、公平委員会委員を除き、特別職職員を対象としていない。個人情報保護の観点からは、漏洩等行為に対しては、一般職、特別職の違いにかかわらず、全職員を対象とする罰則を設けるべきである。また、労働者派遣契約に基づき町に派遣された派遣労働者は、実施機関の指揮命令により個人情報取扱事務に従事するが、町と雇用関係にないことから、職員を対象とする罰則が適用されない。個人情報に係る守秘義務及び適正使用義務の履行が確保され、漏洩等違反行為を防止するため、派遣労働者についても罰則の対象とする規定を設けることを検討すべきである。

個人情報の漏洩や不当な収集等の行為の中には、地方公務員法上の守秘義務違反に対する罰則や刑法における職権濫用罪などの構成要件を満たさなかったり、あるいは、それぞれの罪の構成要件は満たすものの、犯罪行為の結果、被害が甚大となることが想定されるものがある。個人の権利利益の保護のため、また、町の個人情報取扱いに対する町民からの信頼確保のため、正当な理由がないのに、電子計算機処理された個人情報ファイルを提供したり、不正な利益を図る目的で、個人情報を提供又は盗用するなどの違反行為に対しては、個別に構成要件、刑罰等を定め、罰則を設けることが望ましい。職員等の個人情報に係る守秘義務及び適正使用義務の履行確保のため、行政機関個人情報保護法を参考とし、罰則を設けることを検討すべきである。

#### 4 - 罰則の改正 - 委託等事務にかかる事務従事者の違反行為に対する罰則について -

委託等事務に関し、個人情報取扱いについて違反行為があった場合、現行条例では、違反行為者については、委託先の事務従事者のみを罰則の対象として定めている。罰則の対象となる事務従事者の範囲及び罰則で定める内容については、以下のとおりとすべきである。

- (1) 再委託等更なる委託先の事務従事者をも対象とした罰則とすることを検討すべきである。
- (2) 委託等事務従事者の違反行為に対して、職員に対する罰則と同様の罰則を設けることを検討すべきである。

#### 【説明】

##### (1) 罰則の対象者の範囲について

個人情報を取り扱う事務の中には、事務量が大量であることや事業の特殊性を理由として、町外部に委託されるものがあり、例としては、公金の収納や庁舎警備、電算処理業務などが挙げられる。現行の条例においては、委託先の事務従事者が個人情報の漏洩行為を行った場合の罰則を定めているが、委託業者が再委託、再々委託を行うことも想定され、他団体においては、再委託、再々委託先の事務従事者が漏洩行為を

行った事例もある。本来、個人情報取扱事務については、再委託を禁止すべきであるが、やむをえない事情等により再委託が必要となる場合も考えられる。委託先であるか再委託先等であるかにかかわらず、等しく、個人情報は適正に取り扱われなければならないことから、再委託、再々委託等、更なる委託にかかる委託先の事務従事者に違反行為があった場合についても、処罰の対象とする罰則を設けることを検討すべきである。

(2) 罰則の内容について

現行の条例では、委託先の事務従事者が個人情報の漏洩行為を行った場合には、地方公務員法における守秘義務違反に対する罰則と同様に、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金を科す旨の罰則を定めている。個人の権利利益を保護するために、町の保有する個人情報を適正に取り扱われなければならないことについては、委託等事務従事者と町職員との違いによって異なるところはない。職員に対する罰則を新たに設けることに併せ、委託等事務従事者にも、職権行使を要件とするものを除き、職員と同様の罰則を設けることを検討すべきである。

4 - 罰則の改正 - 委託業者等の罰則について（両罰規定） -

現行条例において、個人情報取扱事務に係る委託先の事務従事者に違反行為があった場合には、違反行為者とともに委託先の事業主にも罰金を科す両罰規定を定めている。両罰規定の対象とする事業主の範囲について、以下のとおりとすべきである。

- (1) 再委託等更なる委託を受けた業者についても、同様に両罰規定の対象として規定すべきである。
- (2) 委託先等が人格の無い団体である場合については、今後の本町における委託状況を注視することが必要ではあるが、現時点では、罰則の対象としないことが適当である。

【説明】

- (1) 現行の条例では、個人情報取扱事務にかかる委託先の使用人、従業員等に違反行為があった場合、違反行為者とともに事業主である委託業者にも罰金を科す両罰規定を設けている。この規定は、個人情報取扱いについて違反行為のないよう、従業者への選任、監督上の注意義務を尽くすことが事業主に期待されるため設けられたものである。現行では、委託業者のみを処罰の対象としているが、監督上の注意義務が尽くされるべきことについては、委託業者と再委託等業者との間に異なるところはなく、個人情報保護の観点から、再委託等更なる委託を受けた業者も、処罰の対象とするよう規定することを検討すべきである。
- (2) 個人情報取扱事務の委託先としては、法人、人以外に人格のない任意団体もあり得るが、現行の両罰規定においては、人格のある委託業者のみを処罰の対象としている。委託先の人格の有無にかかわらず、等しく、個人情報は適正に取り扱われなければならないことから、任意団体であっても、事業主としての監督上の注意義務が尽くされ

るべきであり、従業者に違反行為があった場合には罰金を科すべきとの考え方もある。

しかしながら、これら人格のない団体を見ると、多くは、自治会、ボランティア団体など営利を目的とするものではなく、併せて、個人情報の取扱いを主たる業務とはしていない。また、組織体制が弱く、自治会などのように罰金の支払能力に疑問がある場合もある。このような団体に、従業者へ監督上の注意義務を尽くすことを期待して、罰則までを設けることは、刑罰の謙抑主義の観点から、必ずしも適当であるとはいえない。

したがって、今後の本町における委託状況を注視していくことが必要ではあるが、現在のところ人格のある者のみを処罰の対象とすることが妥当であると考ええる。

人格のない団体に対して、町が個人情報を取扱う事務を委託等しようとする際には、まず、委託そのものの必要性を検討し、委託が必要不可欠な場合については、個人情報の漏洩防止等について、罰則にその抑止を委ねるのではなく、委託対象とする個人情報の内容及び範囲を十分精査すること、団体における個人情報保護管理体制の確立を促し、適正な取扱いについて、書面により確約を求めることなどの措置を講ずることにより、個人情報の保護を図るべきである。

#### 4 - 罰則の改正 - 区域外適用 -

個人情報の取扱いに対する違反行為が、本町以外の区域において行われた場合についても罰則が適用されることを明確とするため、区域外適用の規定を設けることを検討すべきである。

#### 【説明】

条例の効力は原則として属地主義（精華町内での犯罪についてのみ適用）であることから、町外で違反行為が行われた場合、例えば、町外に事務所を置く委託業者の従業者が、当該事務所で違反行為を行った場合などについては、罰則の適用の有無が明確でない。

条例の区域外で犯罪の実行行為が行われても、区域内である結果発生地を犯罪地として認める旨の判例もあるが、適用対象を明確とするために、各罰則に定める違反行為を町外で犯した場合についても罰則を適用することとする区域外適用の規定を設けることを検討すべきである。



#### 4 - 罰則の改正 - 不正手段の開示請求 -

開示請求権の適正な行使を担保するため、偽りその他の手段による開示決定に基づき町が保有する個人情報の開示を受ける行為に対し、罰則を設けることを検討すべきである。

#### 【説明】

本条例では、自己に関する個人情報について、開示請求をすることができる規定を設けているが、他人に成りすましたり、その他不正な手段により開示請求が行われることも想定される。このような不正な開示請求により個人情報の開示を受ける行為に対しては、行政機関個人情報保護法に準じて罰則を設け、行政上の秩序罰としての過料を科すことを検討すべきである。過料については、行政機関個人情報保護法においては、上限を10万円と定めているが、地方自治法第14条第3項の規定により定めることのできる上限額である5万円を上限とすることが適当である。

3 精 総 第 1 2 2 号  
平成 2 3 年 6 月 3 日

精華町個人情報保護審査会

会長 船 越 昇 様

個人情報保護制度の見直しについて（諮問）

精華町長 木 村 要

本町の個人情報保護制度につきましては、平成 1 6 年 1 0 月の精華町個人情報保護条例施行によりスタートし、これまで、貴審査会の答申、提言をいただき、制度の適正な運用に努めてまいりました。

条例施行後 6 年余りが経過いたしました。この間、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が施行されたことなどにより、本町においても従来の制度運用を踏まえつつ、制度内容の改善に向けて見直しを行う必要があると考えております。

つきましては、貴審査会に、精華町個人情報保護条例第 4 0 条第 6 項に基づきご審議いただきたく、次の事項について諮問いたします。

#### 諮問事項

個人情報保護制度の見直しについて

- ( 1 ) 制度内容の見直しについて
- ( 2 ) その他制度に関する事項について

**資料 2 答申に至るまでの経過**

年 月 日	内 容
平成23年6月3日	精華町長からの諮問
平成23年7月19日	審議（答申への基本的な考え方について）
平成23年8月31日	審議（答申への基本的な考え方について）
平成23年10月8日	審議（答申案についての審議）
平成23年10月31日	答申

**資料 3 精華町情報公開・個人情報保護審査会委員名簿**

氏 名	役 職 等
大島 佳代子	同志社大学政策学部教授
加藤 進一郎	弁護士
久保 美榮子	行政相談員
船越 昇	シルバー人材センター理事長（元京都新聞論説委員）